

令和 5 年度

松江市中古木造住宅改修及び除却支援事業補助金のご案内



改修支援

中古木造住宅を購入してから、
一年以内に行う改修工事に対する支援です。

対象物件 築後 20 年以上経過した中古木造住宅

補助率 改修費の 10% (上限額 20 万円)

※U・Jターン者には上乗せがあります

対象経費 建物の構造部分の改修や模様替え、
住宅の機能向上のためにおこなう工事費用

詳しくは、P. 2へ→

建替え除却支援

中古木造住宅を購入してから、
建替えをするために
取り壊す工事に対する支援です。

対象物件 築後 20 年以上経過した中古木造住宅

補助率 除却費の 2/3 (上限額 50 万円)

※U・Jターン者には上乗せがあります

対象経費 中古木造住宅を除却するための費用

詳しくは、P. 3へ→



お問合せ 松江市都市整備部 住宅政策課 空家対策係 (市役所別館 3 階)

TEL : 0852-55-5346 FAX : 0852-55-5552

改修支援

補助対象の要件

- ・松江市内にある築後 20 年以上経過した中古木造住宅を自己の居住用として購入された方
- ・購入してから 1 年以内に行う工事であり、令和 6 年 2 月 2 9 日までに工事が完了し、実績報告書を提出できること（工事着手前に申請が必要です）

補助対象の費用

<対象工事>

購入した中古木造住宅の改修工事。

（建物の構造部、電気設備、給排水衛生設備、模様替え、住宅性能向上のために行う改修工事）

<対象外工事>

- ①外部工事・・・造園、門扉、ブロック塀、バルコニー、下水道接続工事等
- ②移設可能なもの・・・移設可能な電化製品、移設可能な家具、カーテン等
- ③冷暖房空調機械設備・エアコン、浴室暖房等
- ④その他・・・増改築、ハウスクリーニング、畳表替え、鍵交換代等

補助率及び補助金の上限額

UIJ ターン者には補助率の上乗せがあります。

申請者	補助率	上限額
松江市民	10%	20万円
UIJ ターン者の場合	15%	25万円

※1,000円未満の端数については、これを切り捨てた額となります。

建替え除却支援

補助対象の要件

- ・松江市内にある築後20年以上経過した中古木造住宅を購入し、同一敷地に自己居住用の住宅を建築するために、購入した住宅を解体除却される方
- ・購入してから1年以内に行う工事であり、令和6年2月29日までに建替え住宅の基礎工事に着手したことが分かるもの（写真など）を添付した実績報告書を提出できること（解体工事着手前に申請が必要です）

補助対象の費用

- ・築後20年以上経過した中古木造住宅の解体除却に要する費用
（ブロック塀や庭木の解体・処分費は補助の対象になりません。）

補助率及び補助金の上限額

UIJターン者には補助率の上乗せがあります。

申請者	補助率	上限額
松江市民	除却費の2/3	50万円
UIJターン者の場合	70%	55万円

※1,000円未満の端数については、これを切り捨てた額となります。

UIJターン者とは？

市外に1年以上居住していた方で、市内に転入し、住民登録をした日から1年以内の方、または、転入する予定の方です。

改修支援

補助金申請の流れと必要書類

<p>申請</p> <p>↓</p>	<p>※必ず工事着手前に申請をお願いします</p> <p>以下に掲げる必要書類を揃えて、住宅政策課 空家対策係（別館3階）まで提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金は予算の範囲内で交付するものであり、申請件数の状況により本来の補助額が交付されないことがあります。 ・提出の前に、下記チェック表にある書類がすべて揃っていることをご確認ください。 ・令和6年2月29日までに実績報告書の提出をしてください。 ・申請書等に押印は不要です。 <p>✓チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交付申請書★（㊟ 不要） <input type="checkbox"/> 改修工事を行う建物の案内図、既存平面図 <input type="checkbox"/> 既存平面図と見比べて工事計画内容がわかる改修計画平面図 <input type="checkbox"/> 補助対象内外工事費の確認が出来る工事内訳書 <input type="checkbox"/> 改修工事請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 中古木造住宅の土地および建物の登記事項証明書の写し <input type="checkbox"/> 戸籍の附票（U・Jターンに該当する方のみ） <input type="checkbox"/> 松江市税の滞納がないことが分かる証明書 <input type="checkbox"/> 暴力団員等該当性の照会に係る同意書
<p>交付決定</p>	<p>書類を審査し、補助金交付決定通知書を送付します。</p> <p>補助金交付決定通知後に、工事に着手して下さい。</p> <p><u>工事期間、工事内容、工事金額に変更が生じる場合は、速やかにご連絡ください。</u></p>
<p>実績報告</p> <p>↓</p>	<p>工事完了後、実績報告・補助金請求をしてください。</p> <p>✓チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 実績報告書★（㊟ 不要） <input type="checkbox"/> 竣工図（改修箇所、改修方法がわかるものにかぎる。） <input type="checkbox"/> 改修工事の施工状況写真（施工前・施工中・施工後） <input type="checkbox"/> 改修工事に要した費用の領収書の写し <input type="checkbox"/> 市長が必要と認める書類
<p>支払</p>	<p>書類を確認・審査後、補助金の確定をします。</p> <p>①補助金請求書★、②口座振替依頼書★を提出いただき、補助金をお支払いいたします。（ご指定の口座へ振り込み）</p>

上記書類(★)は、住宅政策課窓口にて配布しているほか、松江市ホームページからもダウンロードして入手できます。

補助金申請の流れと必要書類

<p>申請</p> <p>↓</p>	<p>※必ず工事着手前に申請をお願いします</p> <p>以下に掲げる必要書類を揃えて、住宅政策課 空家対策係（別館3階）まで提出してください。</p> <p>補助金は予算の範囲内で交付するものであり、申請件数の状況により本来の補助額が交付されないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出の前に、下記チェック表にある書類がすべて揃っていることをご確認ください ・令和6年2月29日までに実績報告書の提出をしてください。 ・申請書等に押印は不要です。 <p>✓チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交付申請書★（㊟ 不要） <input type="checkbox"/> 除却工事を行う建物の案内図 <input type="checkbox"/> 除却範囲のわかる既存平面図、工事計画書 <input type="checkbox"/> 補助対象内外工事費の確認できる工事内訳書 <input type="checkbox"/> 建て替え住宅の建築請負契約書又は設計請負契約書の写し等 <input type="checkbox"/> 中古木造住宅の土地および建物の登記事項証明書の写し <input type="checkbox"/> 地籍図（隣地を購入して建て替えの場合） <input type="checkbox"/> 戸籍の附票（U・Jターンに該当する方のみ） <input type="checkbox"/> 松江市税の滞納がないことが分かる証明書 <input type="checkbox"/> 暴力団員等該当性の照会に係る同意書
<p>交付決定</p>	<p>書類を審査し、補助金交付決定通知書を送付します。</p> <p>補助金交付決定通知後に、工事に着手して下さい。</p> <p><u>工事期間、工事内容、工事金額に変更が生じる場合は、速やかにご連絡ください。</u></p>
<p>実績報告</p> <p>↓</p>	<p>工事完了後、以下に掲げる必要書類を揃えて実績報告・補助金請求をしてください。</p> <p>✓チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 実績報告書★（㊟ 不要） <input type="checkbox"/> 建物の滅失登記をしたことがわかるもの（未登記の建物を除く。） <input type="checkbox"/> 除却工事の施工状況写真（除却前・除却中・除却後） <input type="checkbox"/> 除却工事に係る工事請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 除却工事に要した費用の領収書の写し <input type="checkbox"/> 建て替え住宅の基礎工事を行っている写真 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しおよび集計表 <input type="checkbox"/> そのほか市長が必要と認める書類
<p>支払</p>	<p>書類を確認・審査後、補助金の確定をします。</p> <p>補助金請求書★②口座振替依頼書★を提出いただき、補助金をお支払いいたします。</p> <p>（ご指定の口座へ振り込み）</p>

上記書類(★)は、住宅政策課窓口にて配布しているほか、松江市ホームページからもダウンロードして入手できます。